

コンサルタント業務の総合評価落札方式運用ガイドライン

令和 7 年 11 月

環 境 省

福島地方環境事務所

目次

第1章 コンサルタント業務の入札契約	3
1. 調達の種類	3
2. 適用	3
3. 競争性の確保	3
(1) 業務規模	3
(2) 業務区分	3
(3) 工期設定	4
4. 競争方式の選択	4
第2章 コンサルタント業務一般	5
1. 一般競争の種類	5
(1) 一般競争のタイプ	5
(2) 標準型と簡易型	5
2. 競争参加資格の設定	5
(1) 公平性と中立公平性	5
(2) 再委託の禁止	6
(3) 業務実施要件（同種・類似業務）の設定	7
(4) 管理技術者の要件	7
(5) 管理技術者の手持ち業務量	7
(6) その他の技術者の評価	8
(7) 設計共同体	8
(8) 業務成績の評価	8
(9) 優良業務の評価	9
(10) 標準項目に追加する評価項目	10
3. 総合評価の評価方法	10
(1) 評価ウエイト	10
(2) 評価項目の評価の考え方	12
(3) 成績の評価区分の考え方	12
(4) 地域要件等の設定について	12
(5) 技術提案（標準型）に関する評価テーマの設定	14
(6) 標準型の評価基準	14
(7) 簡易型の評価基準	15
4. 特記仕様書作成要領	16
第3章 発注者支援業務	18
1. 適用	18
2. 競争参加資格等の特徴	18
(1) 中立公平性	18

(2)	管理技術者の直接的雇用関係	18
(3)	管理技術者の手持ち業務量	18
(4)	同種・類似業務実績	18
(5)	その他の技術者の評価	19
(6)	管理技術者の業務拠点	19
(7)	担当技術者の業務執行場所	19
(8)	再委託の禁止	19
3.	競争性の確保	20
(1)	業務規模	20
(2)	設計共同体	21
(3)	業務区分	21
(4)	工期設定	21
4.	競争参加資格の設定	21
(1)	地域要件等の設定	21
(2)	業務実績	22
(3)	管理技術者の要件	22
(4)	担当技術者の要件と評価	24
5.	総合評価の評価方法	26
(1)	評価ウエイト	26
(2)	評価基準	26
(3)	技術提案に関する評価テーマの設定	27
6.	特記仕様書作成要領	28
第4章	その他	31
1.	申請書類の部数（参考）	31

第1章 コンサルタント業務の入札契約

発注する業務が公共工事関係にあつては、品確法、入契法（※1）に沿った入札契約の対象となるものである。

1. 調達の種類

公共工事関係	コンサルタント業務	(本ガイドライン対象)
	発注者支援業務	
公共調達関係	物品・役務の提供等	(本ガイドライン対象外)

注. 「公共工事」(※2)とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事(※3)をいう。「公共工事に関する調査等」(※2)とは、公共工事に関し、上記が発注する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む）及び設計をいう。

※1. 品確法とは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、入契法とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」をいう。

※2. 「公共工事」、「公共工事に関する調査等」とは、品確法第二条（定義）でいう入契法第二条第二項に規定する「公共工事」、「公共工事に関する調査等」のこと。

※3. 「建設工事」とは、建設業法第二条第一項（定義）でいう、土木建築に関する工事（別表第一）に掲げるもの。

2. 適用

本手引きでは、一般のコンサルタント業務と発注者支援業務を分けて解説している。第2章は一般のコンサルタント業務について、発注者支援業務は第3章を参照するものとする。

3. 競争性の確保

(1) 業務規模

競争性を確保する上で、業務規模は市場性に配慮し、適切な業務規模で発注するものとする。

(2) 業務区分

競争性を確保する上で、適切な業務区分（表－1）で発注するものとする。原則、混在させずに、それぞれの業務区分で発注するものとする。

表－1 環境省競争参加資格（測量・建設コンサルタント等業務区分）

- | |
|---------------------|
| ① 測量 |
| ② 自然環境共生関係コンサルタント業務 |
| ③ 建築関係建設コンサルタント業務 |
| ④ 土木関係建設コンサルタント業務 |
| ⑤ 地質調査業務 |
| ⑥ 補償関係コンサルタント業務 |

(3) 工期設定

競争性を確保する上で、適切な工期設定に配慮するものとする。

- ・必要な工期の確保に努める。（積算基準の履行期間の算定を参照）
- ・3月工期の廃止に努める。
- ・国庫債務負担、繰越、翌債などの活用で、工期の平準化に努める。

4. 競争方式の選択

競争方式の選択は、表－2の環境省自然環境局通知（※1）のとおりとする。
一般競争方式を適用する場合は、表－3を参考とする。

表－2 入札契約手続き方式一覧

契約方式			備考
指名競争方式			
	総合評価落札方式	公募型競争入札	8100 万円以上 (45 万 SDR) ※2
		簡易公募型競争入札	8100 万円未満 4000 万円以上
		簡易公募型に準ずる競争 入札	4000 万円未満
随意契約方式			
	プロポーザル方式	公募型プロポーザル	8100 万円以上 (45 万 SDR) ※2
		簡易公募型プロポーザル	8100 万円未満 4000 万円以上
		簡易公募型に準ずるプロ ポーザル	4000 万円未満

※1．詳細については、平成19年3月30日付「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続きの運用について」を参照のこと。

※2．「45万SDR」は政府調達協定の定める基準額であり、「8100万円」は令和7年4月1日現在（適用期間：令和7年4月1日から令和9年3月31日）の邦貨換算額である。

表－3 一般競争方式一覧

契約方式			備考
一般競争契約			
	総合評価落札方式	標準型	
		簡易型	

第2章 コンサルタント業務一般

1. 一般競争の種類

(1) 一般競争のタイプ

一般競争入札の総合評価を「標準型」として、この他に測量や地質調査、定型的な設計業務等を対象に「簡易型」を設定している。

- ・総合評価落札方式（標準型）
- ・総合評価落札方式（簡易型）

(2) 標準型と簡易型

「標準型」においては、重要な業務項目における留意点等について提案を求める「評価テーマ」を提示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求める。価格と技術の評価に関する配点の比率は1：2を基本とする。

また、より業務の難易度が高く、高度な技術提案を求める難易度の高い業務については、比率を1：3とすることも可能であるが、このような場合は「プロポーザル方式」の採用を検討するものとする。

「簡易型」においては、当該業務の実施方針の提出を求めるのみとし、価格と技術の評価に関する配点の比率は1：1として、試行的に実施できるものとする。

「簡易型」の適用範囲は、業務の実施方針の提出だけで、評価テーマを設定せずとも、成果の品質が大きく変わらないと判断される場合において試行するものである。測量や地質調査、詳細設計など定型的な業務で、比較的小規模なものを対象とする。ただし、技術提案を求めることによって成果の品質向上がより期待できる場合は「標準型」を適用するものとする。

検討業務など技術提案を求めることによって成果の品質向上が期待できる業務に関しては「標準型」を適用するものとする。

2. 競争参加資格の設定

(1) 公平性と中立公平性

「公平性」とは入札参加者間のことであり、入札参加者に資本関係または人的関係が認められる2者が参加することを禁止している

また、「中立公平性」とは、中立的な立場で工事監督や事業監理等を行う場合、対象となる工事と関係のある業者の参加を禁止している。通常のコンサル業務では中立公平性は設定しない。

(2) 再委託の禁止

受注者が、業務の全部を丸投げ、又は主たる部分の再委託を行うことを禁止している。

これは、環境省「土木設計業務等請負契約書」または「発注者支援業務請負契約書」の第7条第1項において『主たる部分』、同第7条第3項では『軽微な部分』を規定しており、この『主たる部分』、『軽微な部分』の具体的内容については、特記仕様書等で補足記載が必要となる。

特記仕様書の記載方法については、以下の記載例を参考にするものとする。

表－4 土木設計業務等請負契約書（環境省）

(一括再請負等の禁止) 第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。 3 受注者は、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を請け負わせ、又は委任しようとするときは、この限りでない。 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を請け負わせ、又は委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
--

表－5 特記仕様書の再委託記載例

(再委託) 1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委任することはできない。 (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断 2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。 3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委任にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。 4. 受注者は、設計業務等を再委任に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。なお、協力者は、福島地方環境事務所から指名停止措置が講じられている期間中の者であってはならない。
--

(3) 業務実施要件（同種・類似業務）の設定

福島地方環境事務所の事業は、一般的な土木関係コンサルタント業務と違い、特殊な業務も多いことから、過去の実績のある企業だけが有利な要件設定とならないように、競争性を確保した同種・類似業務を設定することが必要である。

(4) 管理技術者の要件

配置される管理技術者の必要な資格については、下表の順位で評価するものとする。

表－6 管理技術者の資格要件と評価ウエイト

評価 順位	資格	資格要件		ウエイト
		資格内容	適用業務	
①	技術士	総合技術監理部門：業務に該当する選択科目 ※1 技術士：その他の部門は業務に該当する部門（必要に応じて選択科目を指定）※2	全業務共通	100%
	博士	工学（地質調査業務は工学・理学・学術）	研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する場合に適用	
②	RCCM	業務内容に応じた部門を明示	全業務共通	60%
	地質調査技師		地質調査業務（調査・計測作業のみの場合）	
	土木学会認定技術者	特別上級、上級、1級（資格の分野は限定しない）	土木コン業務に限定	

※1. 総合技術監理部門においては選択科目の上位区分（例：「総合技術監理部門（建設）」又は「総合技術監理部門（環境）」）の要件設定を標準とする。なお、業務内容に応じて他分野を追加できる。

※2. その他の部門においては、各部門（例：「建設部門」「環境部門」）までの要件設定を標準とする。なお、業務内容に応じて他分野を追加できる。

(5) 管理技術者の手持ち業務量

コンサルタント業務の管理技術者については、一定の受注金額または受注件数を超えた場合、成果の品質に影響があるため、手持ち業務量を制限するものとする。

要件は、現在の手持ち業務量が5億円未満かつ10件未満とする。

手持ち業務とは、環境省福島地方環境事務所発注以外の業務も含めた全ての土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者及び担当技術者、測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務

における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者として従事している契約金額 500 万円以上の業務である。

なお、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）としている。また、現在の手持ち業務とは、本業務を含まず、落札決定後未契約のものを含む。また、複数年国債契約の業務を実施している場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額としている。

手持ち業務量の制限を超えた者は入札してはならず、既に行った入札については無効となる。

また、本業務の履行期間中、管理技術者は手持ち業務量の制限を超えてはならない。超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。報告を受けた契約担当官等は、当該管理技術者を、以下の a) から c) までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行うほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者。
- c) 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者

(6) その他の技術者の評価

① 照査技術者の配置と評価

照査技術者の配置については、成果の品質に影響が大きく、特記仕様書等の設計図書において配置が求められている場合に追加評価できるものとする。

一般に構造物詳細設計などで、「詳細設計照査要領」等で照査方法が定められている場合に配置を求める。照査方法が定められていない業務の場合は、特記仕様書に照査方法を定めなければ、照査技術者を配置する必要はない。

② 担当技術者の評価

通常のコンサル業務では、担当技術者の評価は行わないものとする。

(7) 設計共同体

設計共同体は、技術力の結集による成果品質の向上が期待できるとして、特別な理由がない限り、設計共同体の参加を認めることとする。

(8) 業務成績の評価

① 評価方法

企業又は管理技術者については、過去の業務評定点の平均点により専門技術

力を評価するものとする。

発注者によって成績評定要領基準の違いがあるため、環境省が発注した業務で、TECRIS 登録された完了、引渡し済の業務の過去 5 年間の業務評定点の平均点で評価する。

表－１０ 業務成績の評価年度

評価項目			加点
業務成績	企 業	過去 5 年間	調査設計業務登録のみ
	技術者	過去 5 年間	調査設計業務登録のみ

② 評価対象業務

評価対象業務は、入札説明書に記載するものとする。

土木関係コンサルの場合は TECRIS 業種区分の「調査設計業務」で登録された業務とする。測量の場合は「測量業務」、地質の場合は「地質調査業務」とする。

この TECRIS 登録実績を活用する目的は、受注者の申請書類作成手間の軽減、さらには発注者の確認行為の負担軽減を目的にしている。TECRIS 登録は契約上位置づけされているため、TECRIS 登録漏れなどの業務は評価対象業務として扱わないことにする。

なお、評価対象業務がない場合（評価対象業務に評定点を持たない業務がある場合）は、実績なし（＝参加資格なし）とするのではなく同種又は類似業務の実績が確認できる場合は 75 点相当として評価できるものとする。

③ 提出資料

申請者からの提出資料としては、業務評定点を確認できる「TECRIS 企業別実績一覧」、「TECRIS 技術者別実績一覧」を添付してもらい、平均点を確認するものとする。

(9) 優良業務の評価

企業又は管理技術者については、過去に表彰された優良業務表彰により専門技術力を評価するものとする。

「優良業務表彰」については、下表の評価年度の期間に表彰されたものを評価する。なお、評価年度とは、業務の完了、引渡し年度ではなく、表彰された年度とする。

表－１１ 優良業務表彰の評価年度

評価項目			加点
優良業務 表彰	企 業	過去 2 年間	同種・類似に該当のみ
	技術者	過去 4 年間	同種・類似に該当のみ

なお、発注者によって表彰制度や表彰基準に違いがあるため、環境省福島地方環境事務所発注の「優良業務表彰」を標準とする。また、福島地方環境事務所以外の発注者が表彰した優良業務相当の表彰も対象としてよいが、表彰名称や表彰制度に違いがあるため、優良業務と同等の表彰であるか、表彰目的等を十分確認する必要がある。

優良業務表彰を評価する場合は下記の順位とする。

- ① 同種業務における福島地方環境事務所の優良業務表彰
- ② 類似業務における福島地方環境事務所の優良業務表彰
- ③ 同種・類似業務における福島地方環境事務所以外の優良業務相当

(10) 標準項目に追加する評価項目

標準項目以外に追加評価する項目は以下のとおりとする。

表－１２ 標準以外で追加評価する項目

① 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等を受けている場合に評価する。 なお、評価位置は「企業の経験及び能力」－「専門技術力」の中のウエイト内で評価する。
② 従業員への賃金引上げ計画の表明 大企業にあつては、対前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を３％以上増加させる旨の従業員への賃金引上げ計画の表明をしている場合、中小企業等にあつては、給与総額を１．５％以上増加させる旨の従業員への賃金引上げ計画の表明をしている場合に評価する。 なお、評価位置は「企業及び予定技術者の経験及び能力」及び「技術提案評価点」の外側に加算する。

3. 総合評価の評価方法

(1) 評価ウエイト

各発注方式による評価項目に対する標準的な評価ウエイトは、表－１３のとおりとする。事項内での配点の調整は可能であるが、事項間のウエイト移動や追加削除等を行わないこと。

表－１３ 各発注方式における評価項目と標準的な評価ウエイト

			ガイドライン	標準的な評価ウェイト															
				簡易公募型 プロポーザル方式	簡易公募型				一般競争										
					総合評価落札方式			総合評価なし	総合評価落札方式										
					標準型		簡易型		標準型		簡易型								
					１：３	１：２	１：１		１：３	１：２	１：１								
企業選定・指名時	企業資格・実績	当該部門のコンサルタント登録	当該業務に関する部門の登録状況	10%	10%	10%	15%	15%	4% ～6%	6% ～8%	11% ～13%								
		過去○年間の同種・類似業務の内容	同種・類似業務 →過去１０年間																
		地域精通度 ※1	本店・支店所在地																
		地域貢献度 ※2	災害協定に基づく災害活動等																
		ワーク・ライフ・バランス	WLBに関する認定を受けている場合に評価 ※3																
	成績・表彰	過去○年間の業務成績（業務評定点）	当該業種区分 →５年間（平均）全国	25%	25%	25%	30%	30%	4% ～5%	5% ～6%	10% ～11%								
		過去○年間の業務表彰の有無	当該業種区分／同種・類似業務別 →２年間																
	管理技術者資格・実績	資格とその専門分野の内容	技術士、博士、RCCM、地質調査技師、業務内容に応じ土木学会認定技術者を追加	20%	20%	20%	20%	20%	—	—	—								
		過去○年間の同種・類似業務の内容	同種・類似業務 →過去１０年間																
		成績・表彰	過去○年間の業務成績（業務評定点）	当該業種区分 →５年間（平均）全国	45%	45%	45%	45%	35%	—	—	—							
	過去○年間の業務表彰の有無		当該業種区分／同種・類似業務別 →４年間																
	特定・評価時	管理技術者資格・実績	資格とその専門分野の内容	技術士、博士、RCCM、地質調査技師、業務内容に応じ土木学会認定技術者を追加	5%	5%	8%	25%		7% ～8%	9% ～10%	11% ～12%							
			過去○年間の同種・類似業務の内容	同種・類似業務 →過去１０年間															
			過去○年間の業務成績（技術者評定点）	当該業種区分 →５年間（平均）全国									20%	20%	25%	25%	7% ～8%	10% ～11%	15% ～16%
			過去○年間の業務表彰の有無	当該業種区分／同種・類似業務別 →４年間															
地域精通度			事務所、県内の実績 →過去１０年間																
技術提案実施方針		業務理解度	目的、条件、内容の理解度等	13%	13%	15%	50%		12% ～13%	14% ～15%	49% ～50%								
		実施フロー・工程計画	実施手順・工程計画の妥当性等																
		その他	代替案、重要事項の指摘																
評価テーマ		的確性	与条件との整合性、着眼点、問題点、解決方法等	62%	62%	52%			60% ～62%	50% ～52%									
		実現性	説得力、裏付け等																
評価方法			A～Eの５段階	１．０／０．８／０．６／０．４／０															
			A～Dの４段階	１．０／０．７／０．４／０															
			A～Cの３段階	１．０／０．６／０															

※１．企業の地域精通度は、福島県内に本社、支社（支店）を有する企業を評価する場合に設定する。

※２．地域貢献度は、災害協定等に基づく活動実績が業務の品質に反映される場合に設定する。

※３．ワーク・ライフ・バランス認定企業の配点は、参加表明者（企業）の資格・実績等において0.5点～1.0点以内とする。

(2) 評価項目の評価の考え方

評価項目については、3段階評価、4段階評価、5段階評価の「A／B／C…」評価のいずれかとし、評価値の比率は以下のとおりとする。

表－１５ 評価値の比率

区分評価	満点に対する比率					備考
	A	B	C	D	E	
3段階評価	1. 0	0. 6	0	—	—	
4段階評価	1. 0	0. 7	0. 4	0	—	
5段階評価	1. 0	0. 8	0. 6	0. 4	0	

注．評価項目ごとに評価した際の小数点以下の端数は、評価項目ごとに小数第２位で四捨五入し、小数第１位止めとした値とする。

(3) 成績の評価区分の考え方

参加表明者（企業）及び予定技術者の業務成績（過去５年間）を評価する際の成績区分と評価ウエイトは以下のとおりとする。

表－１６ 成績区分と評価ウエイト

成績の平均点	評価ウエイト		
	土木	地質	測量
81 以上	1.0	1.0	1.0
80			
79	0.9	0.9	0.9
78			
77	0.8	0.8	0.8
76	0.7	0.7	
75	0.6	0.6	0.7
74	0.5	0.5	0.6
73	0.4	0.4	0.5
72			0.4
71	0.2	0.2	0.2
60－70			
60 未満	—	—	—

注．過去５年間の成績の平均点は小数第２位切り捨て、小数第１位止めとする。

(4) 地域要件等の設定について

地域精通度、地域貢献度等の設定にあたっては、入札方式や業務内容に応じ、以下の項目を追加できるものとする。

① 企業の地域精通度の設定

福島県内に本社、支社（支店）を有する企業を評価する場合に設定するこ

とができる。

ここでいう支社（支店）とは、建設コンサルタント登録規程の「営業所」として位置づけされている事務所等をいう。

② 企業の地域要件の設定

地域に根差した企業を活用する場合、技術的難易度が高くなく、十分な競争環境が確保されている場合に、競争参加資格の中で地域要件を設定することができる。

③ 企業の地域貢献度の設定

企業の災害活動等の地域貢献度を設定することができる。ただし設定にあたっては以下に留意すること。

- ・プロポーザル方式については、地域貢献度は設定しない。
- ・技術的に高度であり、専門的な技術を要求される業務では設定しない。
- ・「災害協定等に基づく活動実績」が業務の品質に反映されると考えられる場合に設定する。
- ・企業評価の項目に「企業の災害協定に基づく災害活動」について評価項目として設置することができる。（災害活動の実施状況によっては、ボランティア活動を評価項目とすることが出来る。）

④ 技術者の地域精通度の設定

技術者に対する評価項目として、技術者の一定の地域内（近隣地域）での業務実績を地域精通度として設定することができる。ただし、技術的に高度であり、専門的な技術を要求される業務では設定しない。

地域設定例：①福島地方環境事務所内→ ②福島県内→ ③東北の順

表－１８ 発注方式別の地域要件等の考え方

	地域 精通度 (企業) ※１	地域 要件 (企業) ※２	地域 貢献度 (企業) ※３	地域 精通度 (技術者) ※４
プロポーザル方式	×	×	×	○
総合評価落札方式（１：３）	×	×	○	○
総合評価落札方式（１：２）	○	○	○	○
総合評価落札方式（１：１）	○	◎	○	○
価格競争方式（簡易公募）	○	◎	○	○

（凡例）◎：原則採用・評価する。○：必要に応じて採用・評価する。

×：採用・評価しない。

※１：企業の地域精通度の評価は、福島県内に本社、支社（支店）を有する企業を評価する場合に設定する。

- ※２：企業の地域要件を設定する場合とは、地域企業を活用できる業務で、十分な競争環境が確保されている場合に競争参加資格として地域要件を設定する。
対象地域に 10～20 者程度確保可能であることを確認すること。（①県内に本店→ ②県内及び隣接県に本店→ ③東北に本店）
- ※３：地域貢献度（企業）は、「災害協定等に基づく活動実績」が業務の品質に反映され则认为られる場合に設定する。
- ※４：地域精通度（技術者）とは、一定の地域内における同業種区分（土木コン・測量・地質）実績の有無を評価する。

(5) 技術提案（標準型）に関する評価テーマの設定

総合評価落札方式では、業務の内容に応じて具体的な手法や技術の提案を求める場合、価格と技術の評価に関する配点の比率が 1：2 の場合は、評価テーマは 2 テーマ程度を設定する。

また、より業務の難易度が高く提案を重視する必要がある場合で、配点の比率を 1：3 とする場合は、2～3 テーマ程度としてよい。

なお、総合評価落札方式に係る財務大臣協議による提案内容事項は以下のとおりである

表－１９ 提案内容の的確性、実現性に関する事項

① 総合的なコストに関する事項	ア：ライフサイクルコスト イ：その他
② 工事目的物の性能、機能に関する事項	ア性能・機能
② 社会的要請に関する事項	ア環境の維持 イ施工への配慮 ウ特別な安全対策 エ省資源対策又はリサイクル対策

(6) 標準型の評価基準

評価にあたっての着眼点は、表－２１「評価の着眼点」による。

標準項目（◎）「原則として設定する項目」で評価することを原則とするが、業務内容に応じて○の項目に変更してよいが、評価ウエイトは変更できない。

なお、評価項目ごとに A(1.0)、B(0.6)、C(0)の 3 段階で評価し、小数点以下の端数は、評価項目ごとに小数第 2 位で四捨五入し、小数第 1 位止めとする。

表－２１ 評価の着眼点

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト	
	判断基準				
業務の実施方針	業務理解度		◎ 目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	15%	
	実施フロー・工程計画	◎	業務実施手順を示す実施フローの妥協性が高い場合に優位に評価する。		
		◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		
	その他	◎	代替案、重要事項の指摘内容について有効性が高い場合に優位に評価する。		
		○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。		
評価テーマに対する技術提案	全体	テーマ間の整合性	○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	52%	
	評価テーマ1	的確性	◎		地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。
			◎		着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を随行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。
			○		業務の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。
			○		事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。
		実現性	◎		提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。
			◎		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。
			○		利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。
			○		提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。
	独創性	○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。		
		○	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。		
		○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。		
		○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。		
	テーマ2	的確性			同上
		実現性			同上

(凡例) ◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

注．評価テーマ等に応じて、○の項目に変更してよいが、評価ウェイトは変更できない。

(7) 簡易型の評価基準

簡易型は、比較的業務の難易度が低く、当該業務の実施方針等の提出を求めるものである。そのため標準型と違い評価テーマはない。

評価にあたっての着眼点は、表－２３「評価の着眼点」による。

なお、評価項目ごとにA(1.0)、B(0.6)、C(0)の３段階で評価し、小数点以

下の端数は、項目ごとに小数第2位で四捨五入し、小数第1位止めとする。

表－23 評価の着眼点（簡易型）

評価項目	評価の着眼点		評価ウェイト
		判断基準	
業務の実施方針	業務理解度	◎ 目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	50%
	実施フロー	◎ 業務実施手順を示す実施フローの妥協性が高い場合に優位に評価する。	
	工程計画	◎ 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	
	その他	◎ 代替案、重要事項の指摘内容について有効性が高い場合に優位に評価する。	

（凡例）◎：原則として設定する項目

4. 特記仕様書作成要領

コンサル業務（総合評価落札方式）において、特記仕様書に記載が必要な事項及び記載例は以下のとおりとする。

（1）中立公平性（必要な場合）

通常、コンサル業務では設定しない。

（2）再委託

第〇条 再委託 1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委任することはできない。 （1）設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 （2）解析業務における手法の決定及び技術的判断 2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。 3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委任にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。 5. 受注者は、設計業務等を再委任に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。なお、協力者は、福島地方環境事務所から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
--

(3) 管理技術者の資格

第〇条 管理技術者の資格

管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する者であること。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	「建設」
	建設部門	
RCCM	〇〇	
土木学会認定 土木技術者	特別上級土木技術者、上級土木技術者、一級土木技術者	

(4) 照査技術者の資格（必要な場合）

照査技術者が必要な場合は、管理技術者の資格と同様の資格を記載する。

(5) 管理技術者の手持ち業務量

第〇条 管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中は、管理技術者の手持ち業務量が契約金額 5 億円、件数で 10 件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適當であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から③までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者

第3章 発注者支援業務

1. 適用

本章は、発注者支援業務について適用する。

発注者支援業務とは、工事監督支援、積算技術業務、技術審査業務等を対象とする。

発注者支援業務の競争方式は、一般競争契約の総合評価落札方式「標準型」を適用する。「標準型」とは、主な業務項目における留意点等について提案を求める「評価テーマ」を提示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求める。価格と技術の評価に関する配点の比率は1：2を基本とする。

なお、一般のコンサルタント業務については第2章を参照すること。

2. 競争参加資格等の特徴

(1) 中立公平性

監督支援などの発注者支援業務は、発注者としての立場として、中立的な立場で工事の監督等を行うため、工事監督を行う工事と関係のある業者は参加できないものとする。

(2) 管理技術者の直接的雇用関係

発注者支援業務は業務を遂行する上で、信用及び適正な管理を行う立場としての管理技術者は、建設業法の監理技術者等に準じ、「直接的かつ恒常的な雇用関係」を求めるものとする。

(3) 管理技術者の手持ち業務量

コンサルタント業務の管理技術者については、一定の受注金額または受注件数を超えた場合、成果の品質に影響があるとして、手持ち業務量を制限する。手持ち業務量は5億円未満かつ10件未満とする。

(4) 同種・類似業務実績

① 企業

企業は、発注者支援業務等をはじめ、土木設計や測量、地質調査など全般の実績を可とした競争参加資格とする。

② 管理技術者

管理技術者は、同種・類似業務実績を評価する。実績は土木設計や測量、地質調査の他、土木工事の監理技術者の実績も可とする。

また、発注者は国だけでなく、あらゆる発注者の実績を可とする。また完了

予定の業務であっても実績として受付けることにしている。

③ 元請け以外の業務実績

管理技術者は元請け以外の実績を認める。通常のコネサルト業務の実績では、元請けが受注した業務としているものに対して、発注者支援業務では、下請・出向・派遣の実績でも可としている。さらに実績は過去 10 年間とする。

(5) その他の技術者の評価

① 担当技術者の評価

発注者支援業務の場合は、業務成果の品質は担当技術者の経験や能力によるところが大きく、保有資格を履行条件としているほか、業務実績を評価する。なお、担当技術者だけは、完了予定の業務は実績として認めない。

② 照査技術者の評価

発注者支援業務では照査技術者を配置する必要はなく、管理技術者と担当技術者以外の技術者は評価しない。

(6) 管理技術者の業務拠点

管理技術者が恒常的に常駐し業務を行う場所を「福島県内」として参加資格要件とする。

管理技術者については、担当技術者の業務執務場所と同一の場所に常駐する必要はないが、調査職員と綿密な連携を取りつつ業務を遂行する必要があることから、福島地方環境事務所や支所等に近い位置にある営業所等での業務遂行を意味している。

これは、発注者支援業務においては、発注者は担当技術者に直接指示命令をすることができないため、管理技術者を通して指示を行う必要がある。特に多数の担当技術者を要する業務では、密接に確実に業務遂行を行うために必要な条件としている。

(7) 担当技術者の業務執行場所

管理技術者とは別に、担当技術者の業務執行場所（担当技術者が業務を履行する場所）は、別途現場説明書等で場所を指定する。（参加資格要件ではない。）

一般には、調査職員と同じ庁舎の一室を貸与するか、調査職員の近くに業務執行場所を構えるよう指定する。（例：市町村等を指定する。）

業務の実施は、調査職員に対して必要な支援等を行うことを目的としており、速やかに・正確に事務所や支所等の調査職員に報告できる現実的な場所を指定するものとする。

(8) 再委託の禁止

体制を確保するための技術者は再委託できるものでなく、体制を確保する場

合は設計共同体によることになる。

なお、表－２６を参考に特記仕様書に記載が必要となる。

表－２５ 発注者支援業務請負契約書（環境省）

（一括再請負等の禁止）

第７条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。

２ 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。

３ 受注者は、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を請け負わせ、又は委任しようとするときは、この限りでない。

４ 発注者は、受注者に対して、業務の一部を請け負わせ、又は委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

表－２６ 特記仕様書の再委託記載例

（再委託）

１．契約書第７条第１項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委任することはできない。

（１）業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

（２）解析業務における手法の決定及び技術的判断

２．契約書第７条第３項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理（単純な計算処理に限る）、などの簡易な業務の再委任に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

３．受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委任にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

４．受注者は、業務を再委任に付する場合、書面により再委任の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委任の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、協力者は、福島地方環境事務所から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

５．暴力団又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者）を再委任先としてはならない。

３．競争性の確保

（１）業務規模

競争環境を確保する上で、業務規模は非常に重要である。

そのため、公共事業を行う他省庁の発注者支援業務規模などを参考に、市場性に配慮し適切な業務規模で発注することが重要である。

監督支援業務については、規模によっては参加者が限定され競争性が低下することや無理な人材確保により業務品質の低下が懸念されることから、このような場合は地区単位や工事単位で分割を検討する必要がある。

(2) 設計共同体

発注者支援業務は、設計共同体の参加を認めることを標準とする。

発注者支援業務の特性上、複数者で業務体制を構築する場合があることから競争性を確保する上でも共同体参加の記載を標準とする。

また、通常の建設コンサルの共同体との違いは、「業務の実績」は構成員全員に実績を求めている。

(3) 業務区分

発注者支援業務に関しては、業務区分の「④土木関係建設コンサルタント業務」に該当する。

発注者支援業務は、調査検討業務と混在させず、単独業務として入札契約を行うことを原則とする。

(4) 工期設定

監督支援業務等の発注者支援業務は、一定期間技術者を拘束することから、工期は年単位もしくは半年単位などが望ましく、可能なものは複数年工期を検討するものとする。

また、一定期間技術者を拘束することから、工期期間中は安定した業務内容が継続されるよう、業務量の平準化が図られるよう留意しなければならない。

発注者支援業務は、契約後に人材を確保しなければならないため、技術者の募集期間や居住地選定のための期間を約 1 か月程度確保する必要がある。そのためには、早期入札を行い、着手 1 か月前程度に仮決定通知を行う必要がある。

4. 競争参加資格の設定

(1) 地域要件等の設定

発注者支援業務の地域要件、地域貢献度、地域精通度の設定にあたっては、以下を参考に必要に応じて追加できるものとする。

表－２７ 発注者支援業務の地域要件等の考え方

	地域精通度 (企業) ※ 1	地域貢献度 (企業) ※ 2	地域精通度 (技術者) ※ 3
総合評価落札方式（１：２）	○	×	○
総合評価落札方式（１：１）	◎	×	○

(凡例) ◎：原則採用・評価する。○：必要に応じて採用・評価する。

×：採用・評価しない。

※１：地域精通度（企業）は、下記の順位で評価する。

①県内に本社 ②県内に支社（支店）

※２：地域貢献度は設定しない。

※３：管理技術者の地域精通度とは、事務所周辺での実績を下記の順位で評価する。

①福島地方環境事務所内における同種又は類似業務実績がある。

②福島県内における同種又は類似業務実績がある。

③東北地域内における同種又は類似業務実績がある。

(2) 業務実績

発注者支援業務の同種・類似業務の実績の対象は、過去 10 年間とする。

表－２８ 発注者支援業務の業務実績の評価年度

評価項目			備考
業務実績	企 業	過去 10 年間	
	技術者	過去 10 年間	

(3) 管理技術者の要件

管理技術者に求める要件は、以下のとおりとする。

(ア) 資格

表－２９ 管理技術者の資格要件と評価ウエイト

評 価 順位	資 格		ウエイ ト
①	技術士	総合技術監理部門：建設、〇〇（その他業務に該当する選択科目※１）、技術士（建設部門、〇〇部門）（その他の部門は業務に該当する部門※２）	100%
	土木施工管理技士	一級土木施工管理技士	
	土木学会認定技術者	土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会 1 級土木技術者	
	（一社）全日本建設技術協会による技術者	公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）	
②	RCCM	技術士部門と同様の部門	60%

※１：総合技術監理部門においては選択科目の上位区分（例：「総合技術監理部門（建設）」又は「総合技術監理部門（〇〇）」の要件設定を標準とする。（〇〇には、「建設」に係るもの若しくは「農業」、「森林」又は「水産」とする。）なお、業務内容に応じて他分野を追加できる。

※２ 技術士のその他の部門においては、各部門（例：「建設部門」、「〇〇部門」）までの要件設定を標準とする。（〇〇には、「建設」に係るもの若しくは「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とする。）なお、業務内容に応じて他分野を追加できる。

(イ) 同種・類似業務の実績

同種業務については、土木工事に関する発注者支援業務等の全般を同種の実績とする。

類似業務については、発注者支援業務と同類であるコンストラクションマネジメント業務をはじめ、土木設計業務、土木工事を類似の実績とする。

- 同種業務：国等が発注した土木工事に関する発注者支援業務等
- 類似業務：国等が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務
- ・国等とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業。

(ウ) 直接的雇用関係

直接的雇用関係は、管理技術者に対して雇用関係を確認するものとする。
なお、担当技術者は対象外とする。

(エ) 手持ち業務量

公告日現在（例えば、4月1日契約予定の発注者支援業務の場合は、4月1日現在）の手持ち業務量をいう。

予定管理技術者については、一定の受注金額または受注件数を超えた場合、成果の品質に影響があるため、手持ち業務量を制限する。

要件として、現在の手持ち業務量が5億円未満かつ10件未満である者とする。

手持ち業務とは、環境省福島地方環境事務所発注以外の業務も含めた全ての土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者及び担当技術者、測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者として従事している契約金額500万円以上の業務である。

なお、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）としている。また、現在の手持ち業務とは、本業務を含まず、落札決定後未契約のもの及び特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務を実施している場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額としている。

手持ち業務量の制限を超えた者は入札してはならず、既に行った入札については無効となる。

また、本業務の履行期間中、管理技術者は手持ち業務量の制限を超えてはならない。超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならず、報告を受けた契約担当官等は、当該管理技術者を、以下の a) から c) ま

での全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行うほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- a)当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- b)当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者。
- c)手持ち業務量が当該業務において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(4) 担当技術者の要件と評価

発注者支援業務において担当技術者に求める要件及び評価方法は、以下のとおりとする。

(ア) 資格

全ての担当技術者が以下の資格を保有する必要がある。

また、業務内容に専門的業務内容（電気通信設備、機械設備又は建築工事等）が相当程度含まれる場合は、専門的資格を追加できるものとする。

表－３０ 担当技術者の標準的な資格要件

資格		ウエイト
技術士	総合技術監理部門：建設、〇〇（業務に該当する選択科目※１） 技術士（建設部門、〇〇部門）（その他の部門は業務に該当する部門※２） 技術士補（技術士と同様の部門）	なし
土木施工管理技士	一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士	
土木学会認定技術者	土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会１級土木技術者又は土木学会２級土木技術者	
（一社）全日本建設技術協会による技術者	公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）	
RCCM	技術士部門と同様の部門	
その他	「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が１年以上の者	
	公共事業関係の技術的行政経験を５年以上有する者	

※１：総合技術監理部門においては選択科目の上位区分（例：「総合技術監理部門（建設）」又は「総合技術監理部門（〇〇）」の要件設定を標準とする。（〇〇には、「建設」に係るもの若しくは「農業」、「森林」又は「水産」とする。）なお、業務内容に応じて他分野を追加できる。

※２ 技術士のその他の部門においては、各部門（例：「建設部門」、「〇〇部門」）ま

での要件設定を標準とする。(〇〇には、「建設」に係るもの若しくは「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とする。) なお、業務内容に応じて他分野を追加できる。

表－３２ 担当技術者の標準的資格に追加できる専門的資格

資格		備考
電気通信設備工事が相当程度含まれる場合	・技術士（総合技術監理部門－電気電子又は電気電子部門）、技術士補（電気電子部門） ・一級電気工事施工管理技士、一級電気工事施工管理技士補又は二級電気工事施工管理技士 ・一級電気通信工事施工管理技士、一級電気通信工事施工管理技士補又は二級電気通信工事施工管理技士 ・第一種電気工事士又は第二種電気工事士 ・第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者 ・電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者又は線路主任技術者） ・第１級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者	
機械設備工事が相当程度含まれる場合	・技術士（総合技術監理部門－機械又は機械部門）、技術士補（機械部門） ・一級建設機械施工管理技士 ・一級建設機械施工管理技士補 ・二級建設機械施工管理技士	
建築工事が相当程度含まれる場合	・一級建築士または二級建築士 ・一級建築施工管理技士、一級建築施工管理技士補または二級建築施工管理技士	
廃棄物処理が相当程度含まれる場合	・技術士（総合技術監理部門－衛生工学又は衛生工学部門）、技術士補（衛生工学部門）	

(イ) 専門技術力の評価

競争参加資格として、担当技術者に「同種・類似業務」の実績は求めないが、業務成果の品質は担当技術者の経験や能力による差が大きいため、「同種・類似業務」の実績を評価するものとする。

複数の担当技術者が配置される場合は上位１名で評価する。上位１名とは、最も評価値の高い技術者とする。

なお、「同種・類似業務」とは管理技術者と同様である。

- 同種業務：国等が発注した土木工事に関する発注者支援業務等

○類似業務：国等が発注したＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務

・国等とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業。

5. 総合評価の評価方法

(1) 評価ウェイト

各発注方式による評価項目に対する標準的な評価ウェイトは、表－３３のとおりである。事項内での配点の調整は可能であるが、事項間のウェイト移動や追加削除等を行わないこと。

なお、合計点が 80 点～83 点となっているので、換算時に注意すること。

表－３３ 発注者支援業務における評価ウェイトと実配点

				標準的な評価ウェイトと実配点の例				
				一般競争				
				総合評価落札方式				
				標準型（１：２）				
				ウェイト	標準の配点	情報収集力を設定する場合（※１）	WLBを設定する場合（※２）	情報収集力・WLBを設定する場合（※１＋※２）
企業	資格・実績	情報収集力（※１）	本店・支店所在地	0%～4%	－	2	－	2
		ワーク・ライフ・バランス（※２）	WLBに関する認定状況		－	－	1	1
管理技術者	資格・実績	資格とその専門分野の内容	技術士、１級土木施工管理、土木学会認定技術者、品確技術者、RCCM	21%～25%	5	5	5	5
		過去○年間の同種・類似業務の内容	同種・類似業務→過去１０年間		5	5	5	5
		情報収集力	当該地区周辺での業務実績→過去１０年間		5	5	5	5
担当技術者	資格・実績	過去○年間の同種・類似業務の内容	同種・類似業務→過去１０年間		5	5	5	5
					－	－	－	－
技術提案	実施方針	業務理解度	業務理解度	36%～38%	10	10	10	10
		実施体制	実施手順・その他		20	20	20	20
	評価テーマ	的確性	着眼点、問題点、解決方法	36%～38%	20	20	20	20
		実現性	説得力等		10	10	10	10
合計				100%	80点	82点	81点	83点

※１：企業の情報収集力を設定する場合の配点は、標準の配点に 1.0 点～2.0 点を加算する。

※２：企業のワーク・ライフ・バランス認定状況を設定する場合の配点は、標準の配点に 0.5 点～1.0 点以内とする。

(2) 評価基準

評価項目ごとに A（1.0）、B（0.6）、C（0）の 3 段階で評価し、評価した際の小数点以下の端数は、評価項目ごとに小数第 2 位で四捨五入し、小数第 1 位止めとする。

表－３４ 発注者支援業務の評価の着眼点

評価項目		評価の着眼点		評価 ウエイト
		判断基準		
実施方針	理 業 解 務 度 務	目的、条件、業務理解度が高い場合に優位に評価する。		36～38%
	実 施 体 制	（実施体制） 配置技術者の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえでの体制が確保されている場合に優位に評価する。		
		（技術力向上） 担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合に優位に評価する。		
		（情報共有） 発注者からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合に優位に評価する。		
		（業務量変動） 業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合に優位に評価する。		
本業務における留意点（技術提案）	テ ー マ 1	的 確 性	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が網羅されている場合に優位に評価する。	36～38%
		実 現 性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	
	テ ー マ 2	的 確 性	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が網羅されている場合に優位に評価する。	
		実 現 性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	

(3) 技術提案に関する評価テーマの設定

発注者支援業務の総合評価の技術提案として設定する「評価テーマ」については、競争参加者が理解しやすいテーマを設定するものとする。

業務の一部を実施しなければ提案できないような要求や業務計画書と同等の提案を求めるなど過度な要求とならないようテーマ設定を行うものとする。

6. 特記仕様書作成要領

発注者支援業務において、特記仕様書に記載が必要な事項は以下のとおりとする。なお、除染等関連業務共通仕様書が適用できる場合は記載の必要はない。

(1) 工事の中立公平性

第〇条 工事の中立公平性

本業務を受注した者は、当福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部（以下、再廃部という。）の発注工事に参加することができない。

本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある再廃部の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある再廃部の発注工事に参加してはならない。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測量・地質調査業務も含む。）としての参加をいう。

資本面・人事面で関係があるとは、入札説明書第〇条１）～３）※１に該当するものをいう。（※１. 入札説明書「入札参加者間の公平性」の資本面・人事面の番号または項目を記入する。）

注. 工事の中立公平性の発注工事は部単位とする。

(2) 再委託

第〇条 再委託

１. 契約書第７条第１項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委任することはできない。

（１）業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

（２）解析業務における手法の決定及び技術的判断

２. 契約書第７条第３項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理（単純な計算処理に限る）、などの簡易な業務の再委任に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

３. 受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委任にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

４. 受注者は、業務を再委任に付する場合、書面により再委任の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委任の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、協力者は、福島地方環境事務所から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

５. 暴力団又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者）を再委任先としてはならない。

注. 再委託に関しては、除染等関連業務共通仕様書では再委任する場合の手続き方法が記載されているが、「主たる部分」や「軽微な部分」の定義等は特記仕様書で記載する必要がある。

(3) 業務の内容

第〇条 業務の内容

本業務は、工事毎に、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等
- 2) 請負工事の施工状況の照合等
- 3) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成
- 4) 工事検査等への臨場
- 5) その他、上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合の報告、災害発生時の情報の収集等

注．業務内容は具体的に記載する必要がある。共通仕様書が適用できない場合に記載する。（上記は監督支援業務の例示）

(4) 対象業務件数

第〇条 業務件数

本業務の予定工事件数は〇件を予定している。

注．監督支援業務の場合は対象工事件数を記載する。すでに契約済みで工事件名が記載できる場合は工事名称を記載する。

(5) 成果物

第〇条 成果物

成果物は以下のとおりとする。

- ・業務実施報告書 1式
- ・引継事項記載書 1式
- ・打合せ記録簿 1式

注．発注者支援業務の業務成果品については、検査対象物となるため成果物を明確に記載する必要がある。通常は業務実施報告書、引継事項、打合せ記録簿の3点が成果となる。共通仕様書が適用できない場合に記載する。

(6) 秘密の保持

第〇条 秘密の保持

- 1) 受注者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2) 受注者は、本業務処理の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ業務発注担当部署の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- 3) 受注者は、本業務に関して業務発注担当部署から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書（業務概要・実施方針・業務工程・打合せ計画・連絡体制等を記載したもの。）の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4) 受注者は、本業務に関して業務発注担当部署から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5) 取り扱う情報は、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、業務発注担当部署の許可なく複製しないこと。
- 6) 受注者は、本業務終了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、業務発注担当部署への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。
- 7) 受注者は、本業務の遂行において貸与された業務発注担当部署の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに業務発注担当部署に報告するものとする。

(7) 管理技術者の資格等

第〇条 管理技術者の資格等

管理技術者は、以下のいずれかの資格等を有する者であること。

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会 1 級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）
- ・RCCM又（技術士部門と同様の部門に限る。）

(8) 管理技術者の手持ち業務量

第〇条 管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中は、管理技術者の手持ち業務量が契約金額 5 億円、件数で 10 件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適當であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から②までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

(9) 担当技術者の資格等

第〇条 担当技術者の資格等

担当技術者は、以下のいずれかの資格等を有するものであること。

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会 1 級土木技術者又は土木学会 2 級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）
- ・RCCM（技術士部門と同様の部門に限る。）
- ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」（※ 1）と同様の実務経験が 1 年以上の者
- ・技術的行政経験（※ 2）を 5 年以上有する者

※ 1．同種業務：国等が発注した土木工事に関する発注者支援業務等。類似業務：国等が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務。国等とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業をいう。

※ 2．「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

注．担当技術者の資格等については、専門的業務内容（電気、機械設備、建築等）が相当程度含まれる場合は資格を追加してよい。

第4章 その他

1. 申請書類の部数（参考）

申請書類の提出部数は以下のとおり、提案書（業務の実施方針、技術提案）の副13部はマスキングを行い提出する。

表－36 提出書類の部数（標準型の場合）

	提出物	部数	備考
①	資格審査結果通知写し	(正) 2部	
③	申請書	(正) 2部	様式1～様式12-2のうち、下記の提案書等を除く様式
④	提案書	(正) 2部	様式9、様式10-1、様式10-2 (※1)
		(副) 13部	

※1. 副については、申請者が特定できないよう申請者の会社名等を黒く塗りつぶすこと。

表－37 提出書類の部数（簡易型の場合）

	提出物	部数	備考
①	資格審査結果通知写し	(正) 2部	
⑤	申請書	(正) 2部	様式1～様式12-2のうち、下記の提案書等を除く様式
⑥	提案書	(正) 2部	様式9 (※1)
		(副) 13部	

※1. 副については、申請者が特定できないよう申請者の会社名等を黒く塗りつぶすこと。

表－38 提出書類の部数（発注者支援業務）

	提出物	部数	備考
①	資格審査結果通知写し	(正) 2部	
②	申請書	(正) 2部	様式1～様式13のうち、下記の提案書等を除く様式
③	提案書	(正) 2部	様式7、様式8-1、様式8-2 (※1)
		(副) 13部	

※1. 副については、申請者が特定できないよう申請者の会社名等を黒く塗りつぶすこと。

(以上)